

● 保育料など

- 認定こども園の認定を受けた私立認定保育所の利用については、法律上、直接契約によることとされており、市町村が利用児童や利用料を決定することはできません。しかしながら、児童福祉施設としての性格に鑑み、市町村の選考基準も参考としながら、地域の実情に応じて各施設の主体的な判断により、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮し、施設が利用児童や利用料を決定します。

幼保連携型の特色として、施設環境や教育活動の多くは隣接幼稚園により支えられている部分も多く、共有を生かし保育の幅を広げるといった状況を踏まえ、下記のように費用を設定させていただきます。

- 保育料は、児童のクラス年齢やそれぞれの家庭の前年の所得税額等により決定されます。
- 保育料は月額で日割り計算はいたしません。毎月1日現在、保育園に在園している場合は、当該月分の保育料をお支払いいただきます。また、保育園を退園する方で、保育園に『退園届』を提出されていない場合には、在園しているものとみなされ保育料をお支払いいただかなければなりませんのでご注意ください。
- 保育料を決定するうえでの同一世帯における児童の順位は、保育園や幼稚園、認定こども園に入園している年齢の高い児童から数え、1人目が第1子、2人目が第2子、3人目以降は第3子の保育料となります。

● 毎月の費用

クラス	児童の生年月日	保育料・実費費用
0歳	平成25年4月2日～平成25年10月1日	「東村山市保育料徴収条例」別表第1(第2条) 「保育所徴収金基準額表」に順ずる + 施設等維持費：3,000円 教育関係費（正課指導・教材等）：2,000円
1歳	平成24年4月2日～平成25年4月1日	
2歳	平成23年4月2日～平成24年4月1日	
3歳	平成22年4月2日～平成23年4月1日	
4歳	平成21年4月2日～平成22年4月1日	
5歳	平成20年4月2日～平成21年4月1日	

※その他、積立金（保育園が一旦お預かりし、保護者で利用します。）

- ・保護者会費：110円/月
- ・卒園積立金：4歳児9月分～5歳児2月分の間：840円/月

➤ 納入方法・時期

郵便局に口座を作って頂き、在園する月の前月末27日の自動払込みとなります。

※郵便局が休みの場合、翌営業日となります。

※郵便局であればどこの局でも可能です。また、現在お持ちの口座でも大丈夫です。

● その他、入園時の費用

➤ 購入用品など

クラス	品名
1歳	カラー帽子、敷布団など、9,000円前後。
2歳	
3歳	カラー帽子、敷布団、体操着、スモック、通園カバン、個人教材など、20,000円前後。
4歳	カラー帽子、敷布団、体操着、スモック、通園カバン、個人教材、制服など、30,000円前後。
5歳	

※なお、税額変更および価格や品質などを含め、常に選定しますので、若干の上下がある場合があります。

● 私立認定保育所の利用については、法律上、地域の実情に応じて各施設の主体的な判断により、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮した上での直接契約とされています。市町村が定める選考基準と必ずしも同一である必要はないとされていますが、児童福祉施設としての性格に鑑み、市の選考基準も参考としながら、当施設の基準により入園決定を行います。

● 入園希望者が入園定員を超えた場合には入園選考を行います。多様な形態の施設が有効に機能することも先々への狙いとし、幼保連携型認定こども園の目的である「一貫した教育及び保育」の提供、教育と保育の別施設による弟妹の分断の解消などを含め、以下の要件を元に、「東村山市保育の実施に関する規程」も参考に行います。

● 主な入園必須要件

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に関わる省令・告示・通知等に基づき、以下のように定めます。

- ◇ 幼保連携型認定こども園の趣旨に基づき、保育と教育の一体提供を望む子どもとご家庭。
- ◇ 既設幼稚園のカリキュラムとの連携に基づき、教育基本法、および、学法建学の精神を尊重し、教育方針や施設環境にご理解のある子どもとご家庭。
- ◇ 市町村より「保育に欠ける」と判断された子ども。
- ◇ 連携施設である東村山むさしの幼稚園在園児の弟妹。（ただし、長時間利用を必要としている事実確認の観点において、幼稚園の預かり保育の長期契約をしている在園児の弟妹。）
- ◇ 様々な状況を総合的に判断し、施設長および園長が認めた場合。
- ◇ 以下、「東村山市保育の実施に関する規程」、第2条、第4条、第5条、第6条に順ずる。

● 入園内定 … 来年1月中旬頃。

※その後、願書の提出や面接を行い、入園決定を判断します。

● 入園後は …

① 育児休業復帰証明書の提出

育児休業を取得している期間中に保育園へ入園したときは、入園月内に職場復帰し、育児休業復帰証明書を速やかに提出していただきます。（復帰後2週間以内）育児休業復帰証明書を提出していただけない時は、保育の実施基準に該当しない事由等が発生したとみなし保育の実施を解除します。

② 状況が変わった場合

転居・氏名変更・世帯員の増減などの家庭状況の変更、また家庭で保育できない事情の変更（勤務先・勤務時間等の変更、出産に伴う休職等）があった場合には、直ちに園にお知らせください。変更届や証明書類の提出が必要になります。

③ 退園する場合

家庭保育や転居等のために保育園を退園することが決まりましたら、できるだけ早く園にその旨を連絡し、『退園届』を提出してください。

④ 市外に転出後、引き続き通園される場合

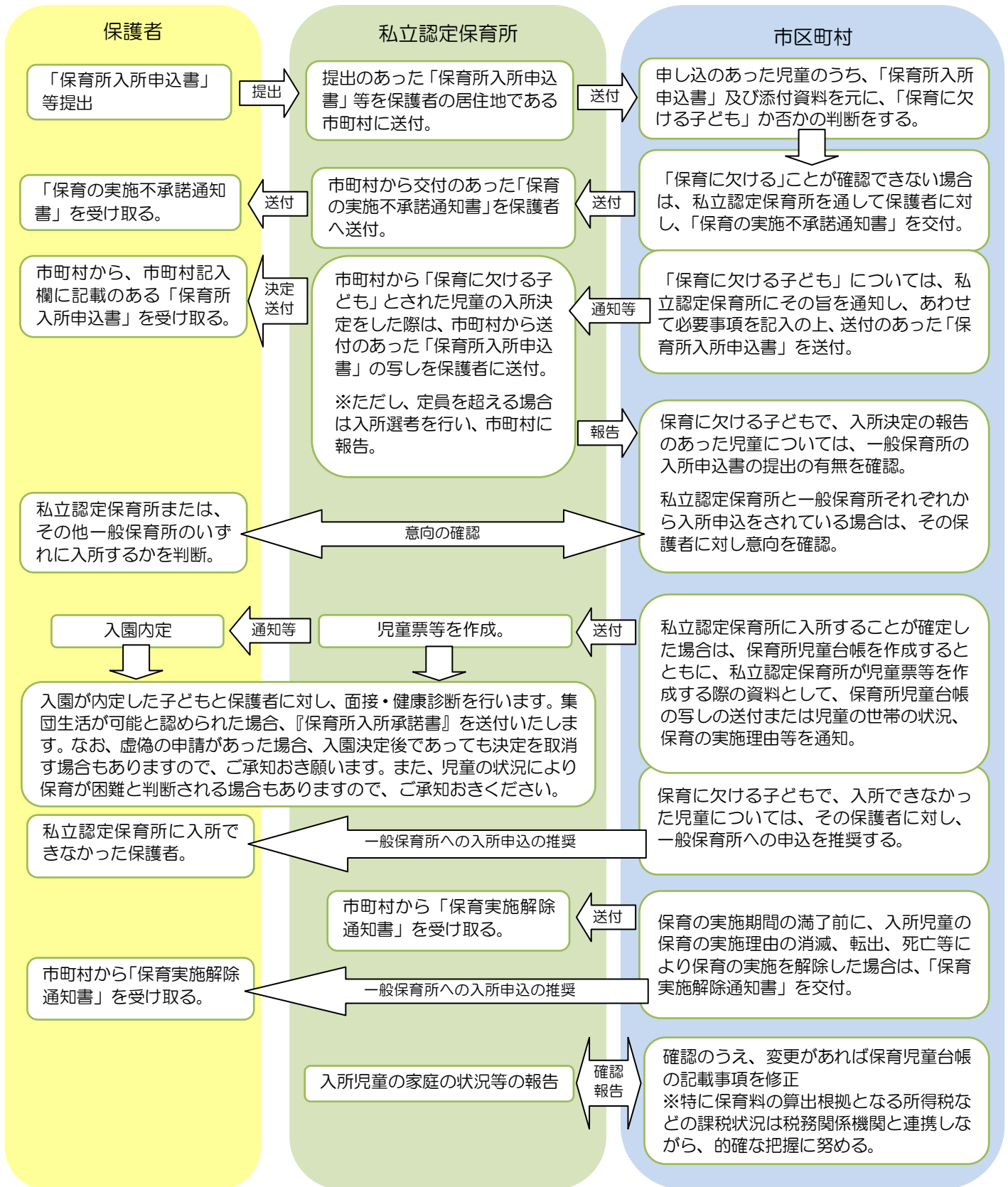
東村山市外へ転出し、引き続き通園される場合にも『退園届』を提出してください。転入先の区市町村で改めて入園の申込みを行うこととなります。

⑤ 継続入園の手続き

毎年2月に『家庭状況調査報告書』と保育料を決定するための書類（源泉徴収票・確定申告書の控）を提出していただきます。書類がすべて提出され、保育が必要な状況を確認した後、『保育料決定・変更通知書』を送付いたします。

※必要書類が提出いただけない場合は継続の意志がないものとみなします。書類は必ず期日までにご提出ください。

● 私立認定保育所の諸手続きの流れ



- ➡ 育児休業または産前産後休業取得中で、保育園へ入園が決定した場合は、必ず、入園月内（産休の場合は産休明け後）に職場復帰し、復帰証明書を速やかにご提出ください。（復帰後2週間以内）
- ➡ なお、育休期間が変更できず、入所月内（産休の場合は産休明け）に職場復帰しない場合、及び、復帰証明を期限までに提出できない場合は保育の実施を解除しますのでご承知おきください。（期限までに提出できない特別な理由があるときは事前に必ず園へご相談ください。）